

調査・報告の概要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

全国の「医療施設」（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の状況を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の対象

医療法に基づき許可又は届出を行っているすべての病院・診療所

(3) 調査の種類

医療施設静態調査及び医療施設動態調査

(4) 調査の時期

静態調査は平成29年10月1日現在。（3年毎に実施）

動態調査は調査対象となる届出の受理又は処分をしたとき。（年1回集計）

(5) 調査の事項

施設名、施設所在地、開設者、診療科名、設備、従事者数、許可病床数 等

(6) 調査の方法及び系統

静態調査は、医療施設の管理者の自計方式によった。

動態調査は、医療施設からの開設・廃止・変更等の届出により、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が調査票を作成した。

厚生労働省 — 都道府県 — （政令市・特別区） — 医療施設

(7) 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、休止中及び1年以上休診中の施設は、集計から除外した。

(8) 用語の説明

ア 施設の種類

病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上を入院させるための施設を有するものをいう。

一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は患者19人以下を入院させるための施設を有するものをいう。

歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は患者19人以下を入院させるための施設を有するものをいう。

イ 病院の種類

精神病院 精神病床のみを有する病院

結核療養所 結核病床のみを有する病院

一般病院 上記以外の病院

2 病院報告

(1) 報告の目的

全国の病院及び療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の対象

全国の病院

(3) 報告の種類

患者票（毎月報告）

(4) 報告事項

患者数（在院・新入院・退院・外来）

(5) 報告の方法及び系統

病院の管理者が患者票を作成し、関係機関を経由して厚生労働大臣に提出する。

厚生労働省 — 都道府県 — （政令市・特別区） — 福祉保健センター — 医療施設

(6) 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

(7) 用語の説明

ア	1日平均在院患者数	$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$	
イ	1日平均外来患者数	$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数（平成11年以前は当該年の年間日数から、日曜・祝日及び年末年始の各3日間を除いた日数）}}$	
ウ	病床利用率	$\frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計（平成12年以前は1日平均在院患者数）}}{\text{（月間日数×月末病床数）の1月～12月の合計（平成12年以前は当該年の6月末病床数）}} \times 100$	
エ	平均在院日数	$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$	

3 医師・歯科医師・薬剤師調査

(1) 調査の目的

この調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の対象

我が国に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の対象とした。

(3) 調査の期日

平成28年12月31日現在。本調査は昭和23年から（薬剤師は、昭和29年調査から実施）毎年実施されていたが、昭和57年からは、隔年実施に改められた。

(4) 報告事項

住所、性、生年月日、登録年月日、業務の種別 等

(5) 報告の方法及び系統

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を保健所でとりまとめ、関係機関を経由して厚生労働大臣に提出する。

厚生労働省 — 都道府県 — （政令市・特別区） — 福祉保健センター — 医師・歯科医師・薬剤師

(6) 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。